

4

全体構想

本章では、本市における都市づくり上の各種課題を解決するため、将来像（将来都市像・目標・将来都市構造）を見据えて、市全体の都市づくりの方針を、土地利用や交通などの分野別に示します。

整理する分野と視点は次のとおりです。

（土地利用の方針）

- 現況の土地利用を踏まえて、将来都市構造をもとに、面的な整備や土地利用の規制・誘導方針などの取り組み方を示します。

（交通体系の方針）

- 「館林都市圏の交通基本計画」（10 頁 ※7 参照）を踏まえて、将来の道路網や、公共交通の利用の仕方の工夫などの取り組み方を示します。

（自然環境と共生した水と緑の都市づくりの方針）

- 自然環境の保全と活用についての取り組み方に加えて、一団の緑地や公園などの緑の空間の整備についての取り組み方を示します。

（都市景観の方針）

- 眺望や歴史・自然資源をいかした景観形成について、景観をとりまく法制度の動きなどを踏まえた、本市の取り組み方を示します。

（都市防災の方針）

- 火災、地震、水害、交通事故などの災害から市民の生命と財産を守るため、避難・救援のための道路や避難地・防災拠点の整備などについての取り組み方を示します。

（公共・公益施設整備の方針）

- 上下水道、ごみ処理施設や福祉施設などの、都市活動を支える各種の公共・公益施設整備についての取り組み方を示します。

（その他都市生活に関する社会的課題に対する考え方）

- 少子高齢化への対応や中心市街地の活性化などの社会的課題に対する、都市計画としての考え方を示します。

4-1 土地利用の方針

本市は昭和52年（1977年）に市街化区域と市街化調整区域の区域区分が行われました。現在、市街化区域内は10種類の用途地域が指定され、宅地化が進んでいます。市街化調整区域では宅地化が抑制されており、農業の振興を図る観点からは、優良農地が保護されています。本節ではこうした現状を踏まえて、将来の土地利用のあり方についてまとめました。

（1）基本的な考え方

○本市は、近世城下町を母体に拡大した市街地と周辺の農村地域で構成される都市です。これまでは都市化の進展に伴い市街地を拡大してきました。今後は、既成市街地の整備を進めるとともに、優良な田園・集落環境の維持および増進と活用すべき地区の計画的な市街化の検討を行い、これまで培われてきた自然や歴史を継承しつつ、都市づくりを進めていきます。

（2）土地利用の構想・基本方針

①市街地ゾーン

・住居系土地利用（既成型）

既成市街地や進行地域は、魅力や安全性および快適性を高め、良好な居住環境の形成を図ります。

既存の住宅地区においては、居住環境の水準を向上させるため、道路や歩道、緑道などの個別整備を図るとともに、建物用途を適切に誘導していきます。

土地区画整理事業などの面的整備が完了している地区、もしくは施行中の地区では、今後とも魅力的な住宅地の形成を推進するため、都市計画の各制度のうち効果的なものの適用を検討して、敷地の細分化抑制、街並みに調和した建物への誘導、緑化の推進などにより、良好な居住環境の形成を図ります。

住宅密集地や中心市街地においては、防災性の向上や生活環境の改善に努めます。

良好な居住環境を実現するため、郊外の工業団地への工場などの集約、移転が望ましい工場などについては、必要に応じた誘導に努めます。

日用品店舗など、生活の利便のために必要と考えられる施設については、住宅地の中心部や幹線道路沿道への立地を許容し、居住環境を損なわないように留意しつつ、利便性の高い住宅地づくりを行います。

土地区画整理事業を計画および施行している区域については、引き続き道路や公園などの都市基盤整備を進め、新たな住宅地の形成を図ります。

都市的な土地利用が求められつつも低未利用地が混在している場合には、地区特性や土地所有者の意向を踏まえて、宅地化や利用増進を促していきます。

- ・住居系土地利用（自然共生型）

城沼、茂林寺沼に隣接する地区は、風致地区などの制度の適用により自然と調和した居住空間の形成に努めます。

- ・複合系土地利用（市街化区域内幹線道路沿道）

市街化区域の主要な幹線道路沿いについては、自動車交通に対する利便性の高さをいかにした土地利用の誘導とともに、後背地（道路から少し離れた地域）への道路交通の影響を軽減するための土地利用を原則とします。

主要地方道 佐野行田線のうち、本市の市街地を南北に縦断する部分の沿道については、商業・業務系の土地利用の維持に加え、周辺の居住環境に配慮した土地利用について検討します。

本市の主要な東西軸である国道354号の沿道については、交通利便性をいかにした商業・業務系施設の立地および誘導に努めます。

国道122号の沿道については、土地区画整理事業とあわせて、引き続き商業・業務施設の立地の誘導に努めていきます。同道路については、周辺住民の安全性、利便性を確保するため、歩行空間の創出や緑化などに努めます。

- ・複合系土地利用（館林駅東側中核空間）

館林駅の東側は、近世城下町から近現代の都市の中核へと変遷した地域です。

これまでの地域の醸成を維持・継承しつつ、安全性や快適性の向上につながるような都市整備を展開していきます。

館林駅東口から市役所に至る地域は、引き続き、現代都市としての館林の顔となるような取り組みを進めます。

その他の地域では、散在する歴史資源をいかすため、歴史の小径の整備をはじめとする各種事業を展開するとともに、市内外の人々の交流の場となるような、歴史や文化を感じながら歩ける歩行空間や憩い空間などの創出を検討します。

既存の都市施設や建物施設などを有効に活用し、居住環境の向上に努めるとともに、既存の商業・業務機能について維持および増進を図ります。

- ・複合系土地利用（館林駅西側中核空間）

施行中の西部第一中・南地区の土地区画整理事業により生み出された新しい都市空間として良質な住宅地の形成を図るとともに、駅周辺地区については、需要に応じた商業・業務機能の導入に努めます。

・生産・流通系土地利用

既成の工業地（北部、北部第二、東部、近藤、鞍掛第一）や流通業務地（野辺）については、今後とも周辺環境への影響を考慮しながら、需要動向をみつつ近接区域への拡大を検討します。

住宅地や商業地内に混在する工場のうち、条件が整ったものについては、引き続き工業用地へ誘導し、用途の適正化を進めます。

将来的には、研究開発や情報技術（IT）などの関連企業の集積地の構築も検討します。

・行政・文化施設集積土地利用

市役所や文化施設などの集積地や東広場については、館林城跡という歴史的背景や、城沼・鶴生田川の水辺に近接する地理的環境を踏まえて、文化を創出するコミュニティの場として維持および機能向上に努めます。

市役所周辺には、文化会館、図書館、芸術ホール、向井千秋記念子ども科学館、田山花袋記念文学館などの文化施設が多く立地していることを踏まえ、行政・文化の拠点として、人々の集う場として公共空間や駐車場などの施設整備に努めます。

つつじが岡公園との一体感を持たせることにより、相乗的に人々が集まる場所として景観形成や集客性の向上に努めます。

市役所東広場については、市民とともに、利活用方法を検討します。

・商業集積土地利用

市街化区域の東部および西部に位置する既存の商業集積地については、市内外の利用に資する拠点として、「商業振興整備計画」などと連携を図りながら、今後ともその機能の維持、増進に努めます。

・住居系土地利用（新規市街化編入検討）

市街化区域に隣接する地区（市街化調整区域）については、土地利用の状況、骨格となる道路の整備状況、地元意向などを踏まえながら、恒常的な居住空間を創出するために、土地区画整理事業による市街化区域への編入を検討します。

茂林寺前駅の西側に良質な住宅地を創出するため、南部第二地区の土地区画整理事業を推進します。

・複合系土地利用（国道354号沿い市街化調整区域 新規市街化編入検討）

南東部の幹線道路である国道354号沿い（市街化調整区域）については、館林ICに近接する立地の優位性を踏まえた土地利用を検討します。

地元意向を踏まえて、市街化区域側から面的整備による計画的な市街化編入を検討します。

沿道に商業・業務施設が立地可能な複合型を想定します。

②田園・集落ゾーン

・福祉施設集積土地利用

福祉と医療関連の公益施設が立地している国道354号バイパス西部地区については、施設の集積状況や計画を踏まえて、利用者の利便性に配慮しながら、健全で豊かな市民生活に資するため、市街化調整区域において立地可能な福祉・医療など公共施設の集積を図ります。

・広域交流施設集積土地利用

館林IC周辺については、既存の施設の立地状況を踏まえて、市街化区域内東部商業拠点の機能強化の観点から、広域的な連携軸（東北自動車道、東部南北構想路線）を活用し、地域振興施設を併設した道の駅や観光農園^(※12)などの、地場産業の振興に資する広域的交流機能の導入について検討します。

観光農園^(※12)： 観光農園とは農産物生産農家が、観光客やオーナー制度会員などに自家農産物のもぎ採りや直売などを提供するために整備した農園のことです。

・その他の拠点（谷田川北部産業団地）

谷田川北部土地改良事業により創設された非農用地については、産業動向を踏まえた土地利用を進めます。

・田園集落系土地利用

市街化調整区域内の既存集落については、道路や生活雑排水処理施設などの生活環境の向上に努めます。

農村集落における居住環境と営農環境の調和と向上を目指して、土地利用の整序化を図るための各種制度の活用をはじめとした地元住民による自発的な都市づくり活動の支援を行います。

幹線道路沿いの地区や将来的に道路が整備される地区については、道路からの影響が軽減するように努めます。

・優良農地

自然環境や生産基盤、防災空間、緑の空間である優良農地については、維持および保全を図るとともに、「市民農園」や「観光農園」として活用していくことを検討します。

③水と緑ゾーン

・公園・緑地

本市の代表的な4つの池沼（城沼、多々良沼、茂林寺沼、近藤沼）を中心とした公園とその周辺については、引き続き自然環境を保全しつつ、人々が憩える空間として維持および充実を図ります。

市全域を自然豊かで快適な都市とするため、蛇沼、矢場川、谷田川などの池沼や河川、緑地については、水と緑を連携させるための要素として、適切な保全と活用を進めます。

・芸術・やすらぎの空間

多々良沼に近接した芸術関係施設（県立館林美術館と彫刻の小径）を結び、一体的な景観整備を行うことにより、本市内外の人々がやすらげる空間として維持および充実を図ります。

(3) 将来土地利用区分の設定

土地利用区分を以下のように設定します。

都市構造（空間形成）		土地利用区分	
エリア区分	空間・拠点構成	土地利用区分	位置及び区域
市街地ゾーン	既成市街地エリア	居住系土地利用（既成型）	市街化区域内
		居住系土地利用（自然共生型）	城沼、茂林寺沼周辺地区
		複合系土地利用 （市街化区域内幹線道路沿道）	（主）佐野行田線沿い
			（都）西部二号線沿い 国道354号沿い（市街地内）
	中核空間	複合系土地利用 （館林駅東側中核空間）	館林駅東口地区
		複合系土地利用 （館林駅西側中核空間）	館林駅西口地区
	生産・流通空間	生産・流通系土地利用	各工業、流通団地
	行政・文化の空間	行政・文化施設集積土地利用	市役所周辺地区
	商業拠点 （東部・西部）	商業集積土地利用	東部商業拠点
			西部商業拠点
市街化検討エリア	居住空間	居住系土地利用 （新規市街化編入検討）	市街化区域隣接地 （市街化調整区域）
	複合空間	複合系土地利用 （国道354号沿い市街化調整区域 新規市街化編入検討）	国道354号沿い （市街化調整区域）
田園・集落ゾーン	新拠点エリア	福祉の拠点	近藤沼北方国道354号バイパス 周辺
		広域交流拠点	東部商業拠点周辺 館林IC周辺
		その他の拠点	谷田川北部産業団地
	既存集落等空間	田園集落系土地利用	既存集落等
	優良農地空間	優良農地	市内各地
水・緑ゾーン	水と緑の憩いのエリア	公園・緑地	城沼、茂林寺沼、多々良沼、 近藤沼周辺地区
		芸術・やすらぎの空間	県立美術館周辺地区

図4-1 土地利用区分整理図

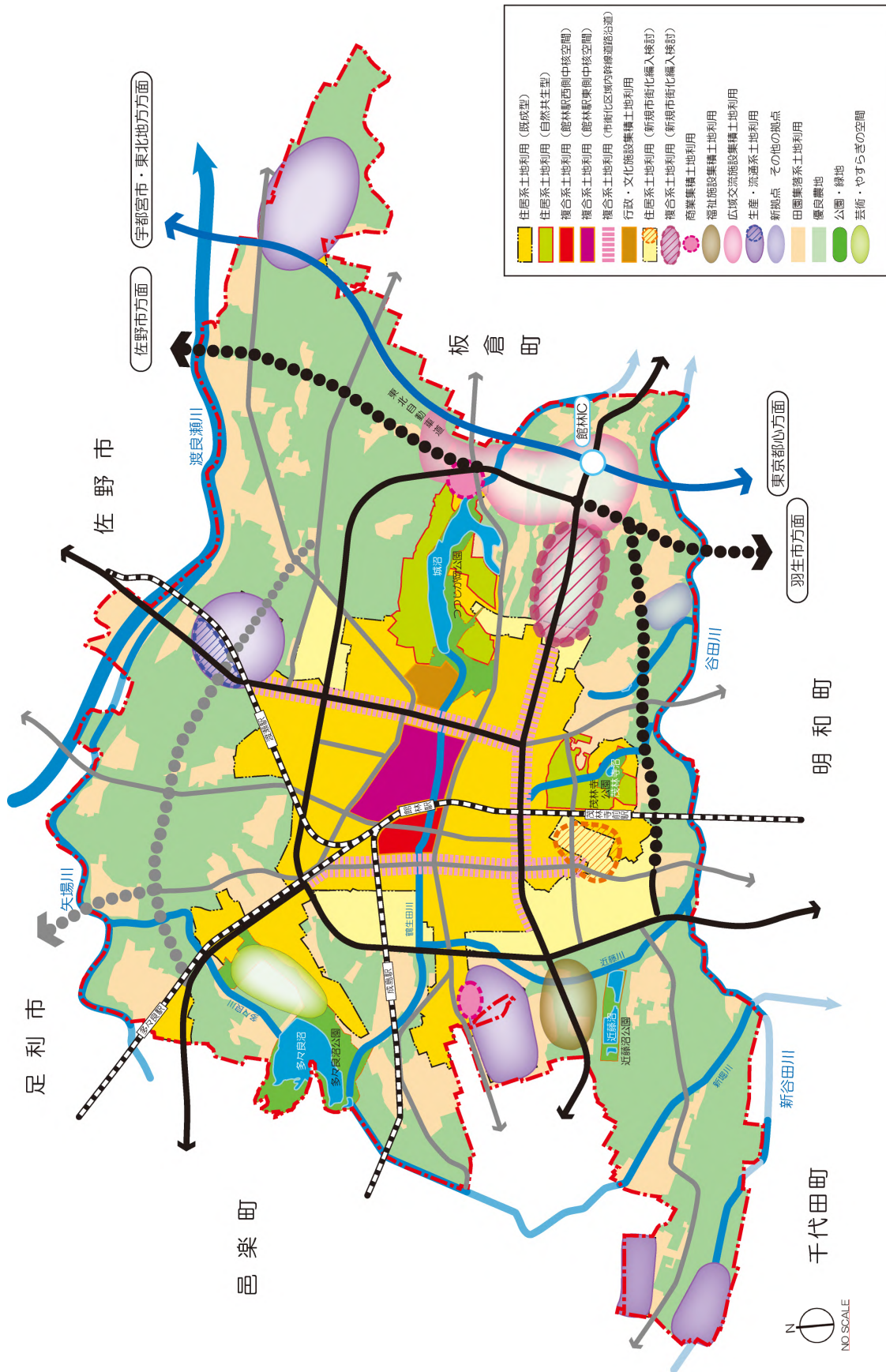


図4-2 土地利用構想図

4-2 交通体系の方針

本節は、「道路網」「公共交通」「その他の事項」の三つの柱により構成しています。

道路網については、自動車交通と歩行者系交通に大別して方針をまとめました。道路には幹線道路や生活道路などさまざまなものがあります。幹線道路とは都市内外の出入りや都市内の拠点間の交通を主に担う主要な骨格となる道路であり、生活道路とは都市の内部で住民が移動する際に利用する日常生活と密接なかかわりを持つ道路です。本プランでは、「たてばやし市民計画2010」および「館林都市圏の交通基本計画」(10頁 ※7参照)などを踏まえ、以下のとおり整理しました。

道路の体系		
広域的幹線道路	東北自動車道路	
	広域幹線道路	周辺都市と連携した自動車交通の処理に主眼をおいた道路
	環状道路	広域的幹線道路の内、環状道路として、中心市街地への通過交通を適切に排除するための道路
その他幹線道路	広域的幹線道路と連携して機能し、都市内の骨格を形成する道路	
	コミュニティ外周道路	館林駅周辺地区を囲む道路で、内側の歩行者中心の空間構成を図るための外周道路
生活道路	住宅地内の一般の道路	

公共交通では、鉄道やバス路線などについての方針をまとめました。これらは市民の移動手段であるとともに市外から人を呼び込むうえでの重要な役割を果たしています。本節ではその利便性を維持し、改善を図るための方策について考えていきます。

その他の事項としては、福祉、産業活性化支援など、都市計画をとりまくさまざまな見地から、都市に住む人や訪れる人々が安全で安心できる交通環境の実現に向けての考え方を示します。

4-2-1 自動車交通

(1) 基本的な考え方

- 南北道路については、県境となる南北河川の渡河部の交通容量の不足から混雑傾向にあるため、渡河橋整備にかかわる道路を位置づけます。
- 東西道路については、国道354号の整備が進んでいますが、市街地を通過することから混雑傾向にあるため、補助的な路線による強化を図ります。
- 市街地内の混雑解消のため、環状道路を位置づけ、通過交通の流入を抑えるとともに、都市内交通軸の整備を進めます。
- その他の幹線道路については、既決定の都市計画道路や既存道路をいかした都市内交通軸の整備を進め、都市の骨格の充実に図ります。

(2) 自動車交通における構想・基本方針

①広域的幹線道路

〔広域幹線道路〕

・東北自動車道路

将来的にも広域交通軸としての機能の維持および増進を図っていきます。

・国道354号、国道354号バイパス

本市においては、東北自動車道館林ICと連続し、板倉町・邑楽町などをつなぐ東西軸であり、市内外での主要な自動車交通を受け入れる機能を有していることから、将来的にも維持、改善に努めます。

館林ICと市街地を結ぶ区間は、自動車交通の市の玄関口としてふさわしい交通環境の維持および増進に努めます。

・主要地方道 佐野行田線

本市の南北の隣接都市を連結する軸であり、市街地を縦断する道路であることから、今後とも幹線道路としての機能を維持していきます。

・都市計画道路 122号線・青柳広内線、国道122号

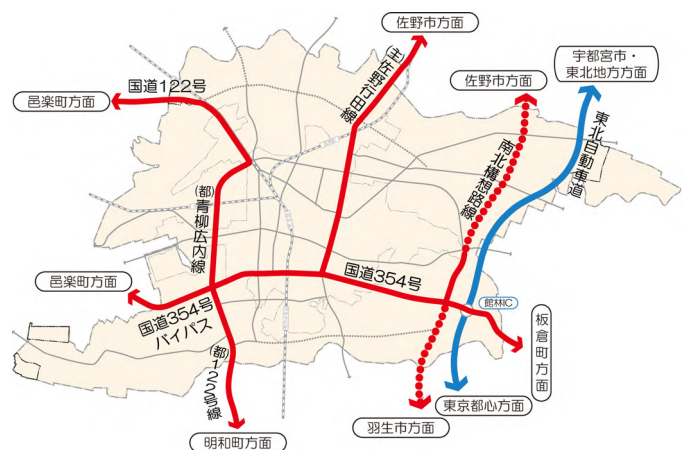
邑楽町北部と明和町を結ぶ南北の連携軸であり、現在計画中である環状道路西側兼邑楽町南部、千代田町方面からの交通を受け止める機能を持つ道路として整備を進めます。

・南北構想路線

佐野市や羽生市を連結する都市間連携軸であり、板倉町方面からの交通を受け止める機能を持つ道路として構想し、都市計画決定と整備着手を目指します。

都市計画決定するにあたり、既決定の環状道路東側道路と最善の連携を図ります。

佐野方面については、渡良瀬川渡河部の架橋に向けて取り組んでいきます。



〔環状道路〕

- ・都市計画道路 青柳広内線・東部環状線・122号線(一部)・南部環状線、南部環状構想路線

市街地を囲む環状道路として、都市間の通過交通の市街地流入を防ぎ、渋滞緩和を促す機能を持つ道路として整備を進めます。

南部環状構想路線については、関係機関との調整に基づき、谷田川北部土地改良事業や産業団地の計画と整合を図りつつ、路線の計画決定を目指します。

優良農地内を横断する区間については、周辺環境への影響を軽減するように努めます。



②その他の幹線道路

- ・都市計画道路 板倉館林線・館林邑楽線

東はつつじが岡公園や東部商業拠点、西は西部商業拠点や館林工業団地を結び、本市中心部を東西に貫く道路として、沿道の土地利用は変化に富んでいます。

並行する主要幹線道路である国道354号、国道354号バイパス（31頁参照）を補完しつつ、都市内連携を支援する道路として、当機能の維持および増進を図ります。

- ・国道122号

館林駅西方の主要道路であり、土地区画整理事業とあわせて、多様な都市活動を支援する道路として整備促進を図ります。

- ・都市計画道路 西部一号線

中心部における都市活動を支える軸であり、南北方向や館林駅東西の連絡機能を持つため、自動車交通だけでなく、歩行者の安全性や円滑性、快適性にも配慮した路線として、早期整備の実現を目指します。

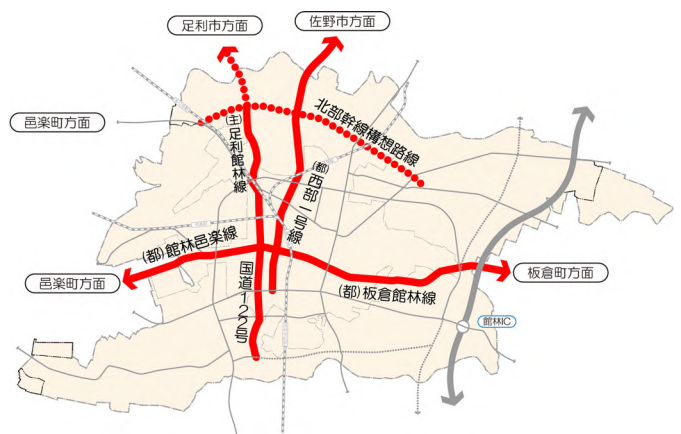
- ・主要地方道 足利館林線

市中心部と足利市方面の連携軸として、機能の維持および増進を図ります。

- ・北部幹線構想路線

東西軸の強化の観点から、環状道路の北側の既存道路をいかして、板倉町と邑楽町北部と連携を図るための道路として整備を進めます。

当構想路線は、優良農地内を横断するため、整備の際には、周辺環境への影響を軽減するように努めます。



・その他の幹線道路

上記に示した以外の道路のうち、広域幹線道路と連携して機能し、都市内の骨格を形成するものについては、今後とも機能の維持および増進を図ります。

〔コミュニティ外周道路〕

中心市街地のうち、館林駅周辺地区を囲む、主要地方道 佐野行田線、都市計画道路 大手町大街道線、都市計画道路 西部一号線、都市計画道路 板倉館林線（富士見町から東武鉄道をくぐり松原一丁目交差点まで至るルート）をコミュニティ外周道路として位置づけ、同外周道路の内側については、段差解消など既存道路の再整備（バリアフリー化）や裏道の自転車通行空間整備、コミュニティバスの導入などの手法を検討し、安心して安全な道路空間の創出を支援していきます。



③生活道路

生活道路全般について、問題区間を調査し、自動車の通行規制などの手法も併せて検討しながら改善に努めます。

体系的な道路網の形成により通過交通の流入の抑制を図るとともに、段差を解消する整備や街路照明の充実などにより、利用者の快適性と安全性の向上に努めます。

都市内移動の利便性の向上のため、既存道路をいかしたネットワークを形成し、迂回などにより不便をきたしている箇所の修復的な整備などの方法を検討します。

本市の古くからの道路は狭幅員のものがたくさんあります。こうした道路については、壁面後退の進捗や関係住民の協力状況をみながら、できる範囲から修復的な整備を進めます。

十分な幅員の確保が難しい生活道路については、自動車通行の規制や車のスピードを落とすような仕組みを工夫していくとともに、沿道住民の発意と協力のもと、すみきりの見直しなどについて検討します。

民間の道路位置指定や開発行為の手法により新設される道路は、市舗装要綱と整合を図ります。

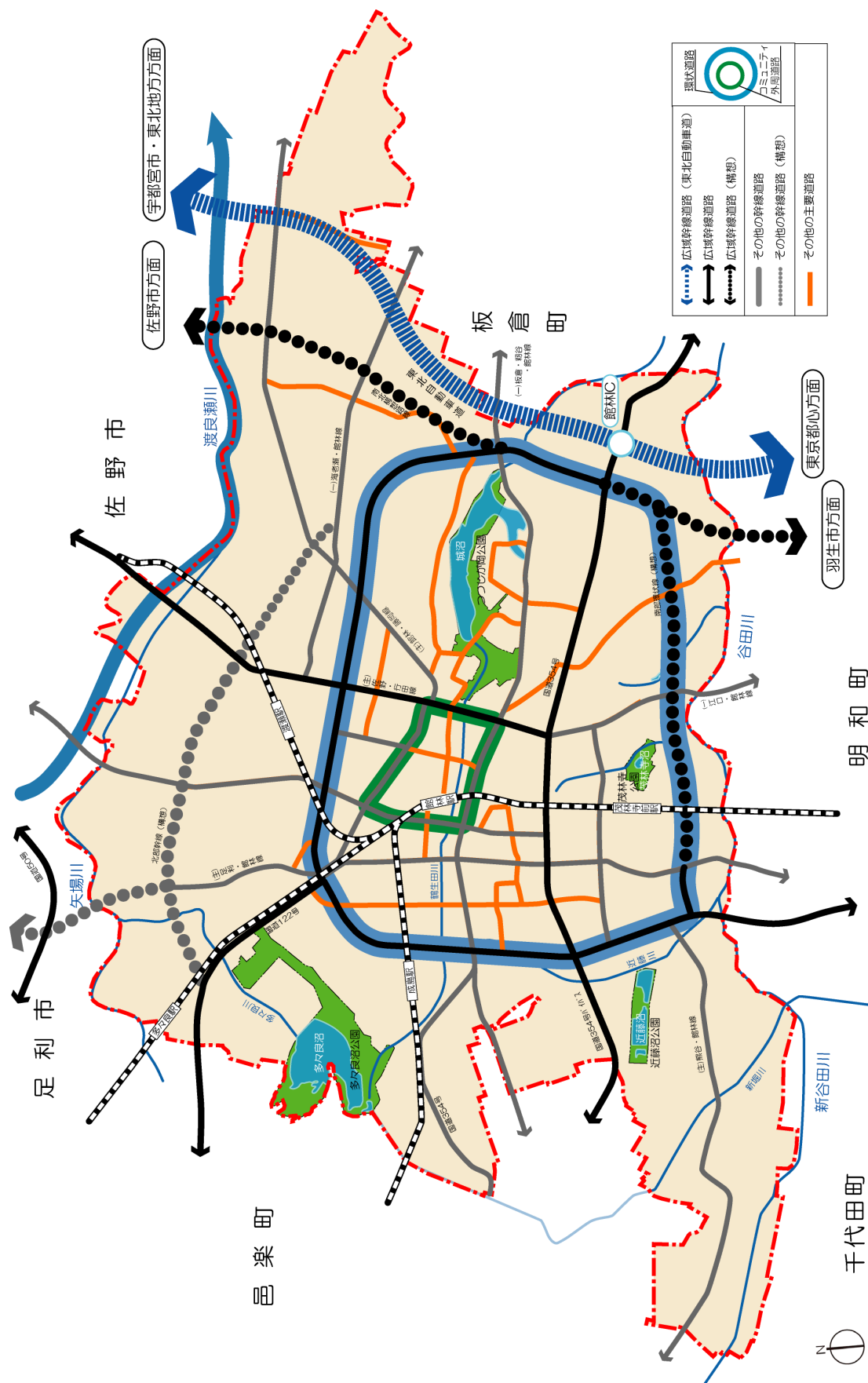


図4-3 交通体系構想図〔自動車系〕

4-2-2 歩行者・自転車系交通体系

(1) 基本的な考え方

- 本市の各施設や拠点の連携の強化を図るとともに、幹線道路や既存の河川や水路沿いを活用することにより、周遊しやすい環境の向上に努めます。
- 館林駅東側の旧城下町区域の一部では、歴史的な雰囲気醸し出す、味わい深い歩行空間の整備を図ります。
- 生活道路全般についても、人々のコミュニティの創出に寄与する空間づくりに努めます。

(2) 歩行者・自転車系交通体系の構想・基本方針

①コミュニティ道路について

館林駅東口から市役所方向へ向かう道路(都市計画道路 館林停車場線)は、市の玄関口にふさわしい本市のシンボリックな道路となっています。駅舎東西連絡機能の導入により、東西の道路を結ぶとともに、これと交差する都市計画道路 中央通線・本町通り線(旧日光脇往還)を南北軸として、沿道建物の計画的な建設や更新も進めることにより、本市の「シンボルロード」と呼べるような街路空間の形成を目指します。

コミュニティ外周道路の内側の各道路については、歩行者中心の安全な道路とするため、歩きやすい空間の創出を検討します。

②水と緑のみちについて

平坦地である特性をいかすため、自転車や歩行者が利用しやすい環境を整えます。水と緑と憩いの拠点である4公園と市域各所に散在する自然や歴史資源、公共・公益施設、公園などを緑道、河川沿い道路、環状道路の歩道などにより有機的に結び、歩行者や自転車利用者が散策してみたいような環境形成に努めます。

鶴生田川、近藤川、多々良川、谷田川などの河川沿いに加え、館林駅から市役所、つつじが岡公園までの鶴生田川沿いや中心市街地巡回軸、多々良沼公園と近藤沼公園を結ぶ軸、城沼周辺軸、茂林寺沼湿原周辺軸などを歩行者および自転車連携軸として、ネットワークを形成し、休息施設の整備による利便性、快適性の向上を図ります。

歩道や緑地を有する主要な幹線道路と既存の歩行者空間を水と緑のイメージで連携させることを目指します。

本市には、水辺の都市としてのイメージがありますが、残念ながら中央の台地があるため、市域を水路でネットワークすることは物理的に困難です。

しかしながら、石造物や水塚など、水辺の土地柄を示す資源は各地に散在しています。また、戦国時代の館林城合戦で水運を使った物資補給が行われた事実などの歴史的由緒があります。こうした有形無形の水にかかわるさまざまな要素をつなぎ合わせて、水と緑の回廊づくりに取り組んでいきます。



図4-4 水と緑のみち 連携のイメージ

③自転車道の充実について

広域計画である「群馬県サイクリングロードネットワーク計画」を補完するため、自転車移動の適距離において利用しやすい環境形成に努めます。将来的には河川沿いの道路や自動車交通量の多くない生活道路などから補完ルートを選定し、自動車の流入抑制や車道と歩行者や自転車道の平面分離整備などの手法を検討します。



4-2-3 公共交通体系

(1) 基本的な考え方

○鉄道やバスなどの既存の公共交通について、今後の高齢化の進行に備え、誰もが利用しやすい交通機関として、運行形態の充実や交通結節点の改善などに取り組んでいきます。

(2) 公共交通体系の構想・基本方針

①鉄道の利便性の維持および向上について

東武線については、複線化や特急の増発などの可能性を関係事業者と協議し、市内からの利便性の向上を働きかけていきます。

②バス路線の維持・充実について

市内を走るバス路線については、基本的にその路線の維持を図ります。停留所の改善に努めるほか、一般車両による混雑緩和のための施策を通じてバスの定時性を維持することで利用増進を図ります。

市内の鉄道駅への乗り入れやサイクル&バスライド^(※13)などに供するような停留所の改善に努めることで、他の交通手段との利便性の向上を図ります。

つつじが岡公園、多々良沼公園(含県立美術館)などの観光資源や福祉拠点など、当市の主要な拠点や施設を訪れる人々の利便性の向上のため、路線案内の充実を図るとともに、需要に応じたシステムを検討します。

東北自動車道を利用した高速バスについては、今後とも維持増進を図ります。

サイクル&バスライド^(※13)： バス停に自転車駐車場を設置して、そこから都心部まで、あるいは鉄道駅まで、バス利用するシステムです。

③交通結節機能の改良について

館林駅については、歩行者動線の円滑化のために、「交通バリアフリー基本計画」や「中心市街地活性化基本計画」と調整しながら、東西駅前広場の連絡機能の強化を図ります。

東口の広場に全路線が集中しているバス乗場については、西口の広場へ分散することにより、混雑の解消を図ります。

多々良駅、渡瀬駅、茂林寺前駅(市街化区域)、成島駅(市街化調整区域)の4駅については、歩行者の動きやキス&ライド^(※14)の実施状況にあわせた整備を検討していくことにより、周辺の主要な施設などとの連携の強化や駅利用者の利便性の向上に努めます。

キス&ライド^(※14)： 自動車を用いた送迎による公共交通機関への乗り継ぎシステムです。
(タクシー、企業の自家用車は含まず、家族など親しい個人による送迎システム)

4-2-4 交通関連におけるその他の事項

①交通弱者への配慮について

高齢化の進行を踏まえ、ユニバーサルデザインの考えに沿って、道路や駅舎、公共空間などの整備を進めます。

歩道やガードレールなどの整備を推進するとともに、信号や道路反射鏡、視線誘導標、標識、安全灯などの施設の整備に努めます。

②防災面への配慮について

災害時への対応として、避難救助活動や物資輸送のための緊急輸送路、避難路の指定と整備を推進するとともに、該当する道路については橋梁の補強および架け替えにより耐震性の向上などに努めます。（詳細は都市防災にて記載）

豪雨時、冠水などにより自動車通行困難となる地域については、その把握に努め、対応策を講じます。

③産業活力向上の支援

農業に対しては、道路網整備による農耕車優先道路における大型車両の排除に努めるとともに、観光農園・市民農園・産地直売所などの多様な動きに対し、その場所へのアクセス(行きやすさ)の改善などの支援を行います。

④交流環境の形成

鉄道における東西分断の解消という課題に対して、自動車交通の面では、引き続き都市計画道路の整備によりその改善を図っていきます。歩行者交通の面では、交通結節点である鉄道駅周辺の東西の連絡機能の導入・強化などについて、関係機関と調整を行い、分断解消を促進します。

4-3 自然環境と共生した水と緑の都市づくりの方針

本節では、本市の特性である自然と水辺の美しい都市の実現に向けて、自然環境の保全・活用と公園緑地の整備についての方針や考え方をまとめます。一般的な市町村都市計画マスタープランは、「自然環境の保全」と「公園緑地の整備」に分けるのが主流ですが、本プランでは、両節が密接にかかわることや水と緑を標榜した都市づくりを進めてきた経緯があることなどを踏まえて一本化しました。特に公園緑地については、都市計画に定められたものに限定せず、各種の緑の空間に言及しています。

(1) 基本的な考え方

- 水と緑は、本市の都市づくりの基調となるものです。市域は、渡良瀬川や矢場川、谷田川に挟まれた平坦地で、台地上には平地林、低地中には池沼や湿地、河川などの緑を構成する要素が散在しています。
- 空間形成にあたっては、これらの空間を保全するだけでなく、都市公園を含む各種の緑の空間と有機的に相互連携させることにより、公園文化都市としての本市のイメージを具体化していくことを基本とします。

(2) 自然環境と共生した水と緑の都市づくりの構想・基本方針

都市緑地法に基づき、緑の分野の専門計画である「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」（緑の基本計画）を策定し、市民と行政の協働で都市づくりを進めます。

①生態系の保護と再生について

市内に点在する貴重な動植物が生息する空間についてはその環境の維持および保全を原則とし、今後は各所にある休耕田や遊水地などをビオトープ^(※15)的なものとしていくことで、生物の移動空間の確保に配慮したネットワーク化を目指します。



[多々良川に設けられた飛び石]

各市内を流れる中小河川や池沼とその周辺の水辺空間を整備する場合は、生態系に配慮しながら、人と水とのふれあいを大切にした施設を配置していきます。渡良瀬川をはじめとする市域の主要な河川は市管轄ではありませんが、改修にあたっては、多自然型の考え方を重視して進めるよう働きかけていきます。

安全性が確保できるような場所では、飛び石などの親水機能を導入していきます。良好な自然環境を有する場所に手を加える場合は、自然に還らない材質のものを回収不可能な場所に使用しないような工法によるものとします。

ビオトープ^(※15)： 独語で生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」の合成語であり、安定した生活環境を持った「動植物の生息空間」のことです。都市部の河川整備や公園造成などの際に、ビオトープをつくる動きが活発になってきており、自然公園型のビオトープの創出などの取組み事例があります。人間によって破壊された身近な自然環境を積極的に復元していくという意味もあります。

②良好な緑空間の保全について

郊外に広がる農地は、緑の空間として、農業振興と都市整備の調和を図りつつ、適切な保全を図ります。休耕地や空き地については、観光農園や市民農園、ビオトープとしての活用を検討します。

民有の平地林については、所有者の意向を踏まえつつ、保全のための支援策を検討します。

③法や条例による保全について

城沼、多々良沼、茂林寺沼の3箇所に風致地区が指定され、自然的な景観の保全が図られています。市域の良好な環境を有する空間のうち、この制度の指定が有効な区域について指定を検討していくものとします。また、現在の指定地内には風致の趣旨にそぐわない区域があるため、今後はその変更を調整していきます。

茂林寺周辺に緑地保全地区が指定され、指定文化財（県天然記念物）、風致地区、都市公園などの制度との重複により、良好な自然環境が一定程度守られています。

今後は市域の良好な自然環境を有する空間のうち、緑地保全の制度の指定が有効な区域についての指定を検討していくものとします。

高根町と堀工町の平地林が保安林に指定され、適切な保護が図られています。この2箇所は市域における典型的な平地林として、継続して保護していきます。

文化財指定により保護されている「躑躅ヶ岡（国名勝）」、「茂林寺沼および低地湿原（前記）」、「茂林寺のラカンマキ（県天然記念物）」、「タテバヤシザサ自生地（市天然記念物）」は、指定を継続し保護に努めます。今後も各所に点在する指定候補物件の調査を進め、この制度による保護が有効なものについては、指定を検討していくものとします。

市条例に基づく指定保存樹木制度については、指定樹木の充実を図り、市内の巨樹や銘木をできるだけ多く網羅していきます。

④循環型の都市づくりについて

都市化により降雨のほとんどが短時間で流出し、都市の気温の上昇や集中豪雨時の水害発生などの影響が生じています。さらに本市は地盤沈下防止対策要綱に基づく保全地区に指定されており、地下水涵養の観点からも土地利用における雨水の地下浸透を促進していきます。

「環境基本計画」と連携して資源を大切にする都市づくりを進めていきます。

⑤つつじを中心とする花について

市の花でもある「つつじ」で都市のイメージをつくるため、公共施設や公園、遊歩道などにおいて土地柄にあった品種を植栽し、子房摘みの実施など、適切な管理に努め、つつじの都市づくりを推進していきます。特につつじが岡公園内の古木群生地（躑躅ヶ岡）は、近世館林藩主

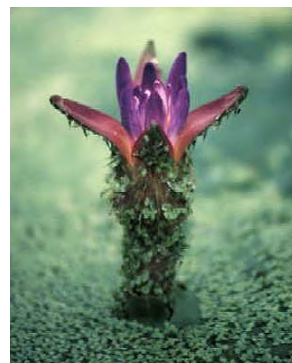


〔つつじが岡公園のつつじ〕

により保護されたという歴史的由緒やさまざまな伝説を有しています。年間を通して来園者につつじの歴史や品種を知っていただくための機能の導入について検討していきます。

つつじが岡公園のツツジや鶴生田川のサクラなど観光資源となっている緑のうち、古木となっているものについては適切な管理を行っていくとともに、近くの場所で後継木の育成に努めます。

ウメ（つつじが岡公園）、サクラ（鶴生田川、近藤沼公園）、ツツジ（つつじが岡公園）、ハナショウブ（つつじが岡第二公園）、カキツバタ（茂林寺沼湿原）、コウホネ（茂林寺沼）、オニバス（蛇沼湿地）、ハス（城沼、茂林寺沼）、ヒマワリ（各地）などに続く花のみられる場所を設けることを園芸種や野生種に限定せずに検討し、四季折々の花や緑で彩られた都市となるように努めます。



〔蛇沼湿地のオニバスの花〕

⑥まちなかや施設の緑化の推進について

商業地では、まちかどに潤いを与えるため、空き地をポケットパークなどに活用することを検討します。植栽困難地ではフラワースポットによる緑化を検討します。

市街地の中では、噴水や池など水辺の緑の空間を創り出すことを検討します。

道路の緑化にあたっては、樹木が生長した形を想定し、見通しなどの点で交通上の支障が生じないような配慮に努めます。

⑦都市計画に定める公園・緑地の整備について

既決定の公園・緑地の整備および再整備を進めるとともに、市民ニーズに応じて必要な公園・緑地の都市計画決定を行います。

都市公園に含まれる多々良沼、城沼、近藤沼、茂林寺沼の4つの沼については、公共交通を使った交通利便性の向上や、沼を周遊しやすい歩行空間の確保に努めます。

整備にあたっては、樹種選定や周辺部の修景などの工夫により特性を持たせるとともに地元の要望を踏まえて進めていきます。子どもたちが安心して遊べる身近な公園とするため、遊具の安全性には特に留意します。

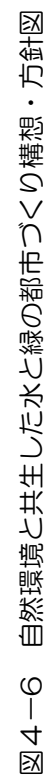
⑧その他の公園・緑地の整備について

都市計画に定めていない公園・緑地や自然資源についても市民に親しまれる緑の空間として位置づけます。

良好な環境を有する自然資源をいかして整備する場合、素朴で自然の趣のあふれるものとします。

一定規模の公園の整備が難しい場所では、ポケットパーク、まちかど庭園、辻広場のようなものを設けて、人と人とのふれあいの場としていきます。

市民の墓地需要や関連事業との調整を踏まえ、墓園の整備を検討します。



4-4 都市景観の方針

将来都市像に掲げた「公園文化都市」は、歴史や文化を感じられる空間を包括したものです。本節は、伝統ある都市としての歴史や文化を感じられる景観づくりの方針をまとめました。

(1) 基本的な考え方

○本市を特徴づける景観要素を保全・活用していくとともに、魅力ある景観の形成に努めていくことを基本的な考え方として、歴史と文化を将来に継承し、新しい館林の文化を生み出していきます。

(2) 都市景観の構想・基本方針

①眺望景観の保護について

本市は平坦な地形であることから、冬季の風の強い日には、北方の山々が雄大な景観を呈します。山々を借景^(※16)とする池沼や田園地帯などの景観は、郷土意識を養う上で重要です。こうした景観については、保全に努めます。



【日光連山を借景とする城沼の景観】

用途地域や風致地区などの建築物の高さを規制する制度のうち、有効なものは継続していきます。

借景^(※16)：

周囲の風景を自分の庭の一部であるかのように利用することを「借景」と呼びます。山々や山里の風景、溪谷の姿などを庭の続きとしてみせる、日本の伝統的な造園技法です。

②歴史資源の保護について

中心市街地が近世城下町をもとに近現代の都市に変遷したことは都市の特性を語る上で重要であり、同地では歴史の変遷を示す各要素をいかして、歴史を感じられるようなイメージを付加した景観づくりを進めていきます。

歴史資源のうち重要なものについては、文化財に指定および登録することにより保護されています。

今後この制度が有効であると考えられるものについては、追加指定および登録による保護に努めます。

文化財に指定および登録されているもののうち、城跡や古墳などの史跡や歴史的建造物は、市民に親しまれる場所として保全および活用することにより、個性的な景観の形成に努めます。市内には未指定および未登録のものでも、古墳、中世城館跡、社寺、街道、農家住宅、看板建築、石造物など地域財産として潜在的な価値を持つものが多数残っています。これらについては所有者の意向を踏まえつつ、保全や良い面をいかした利用を検討します。



〔館林城跡土橋門〕

③田園風景の保全について

郊外部のうち、北部や南東部には、田園地帯が広がっています。田園風景を構成する農地は、農業振興整備に関する法律(優良農地)や都市計画法(市街化調整区域)により保護されていますが、開発許可制度を適切に運用することで、良好な景観の保護に努めます。

④緑あふれる自然景観の保全について

昭和後期の植栽により形成された並木(鶴生田川のサクラ、近藤沼のヤナギ、松沼町のサクラなど)や街路樹(市役所南)は都市内の緑として市民に親しまれています。こうした並木や街路樹についてはその育成状況をみながら良好な景観の維持に努めます。

近景の緑については、土地柄にあった緑の保全に努めます。繁茂が著しい帰化植物については、良好な自然環境を有する地域を中心に市民と協働で駆除に努め、自然景観の維持および保全、復元を図ります。



〔鶴生田川の桜並木〕

⑤都市の顔となる景観づくりについて

ツツジや茂林寺のぶんぶく茶釜など、市内外に有名な要素をいかした景観づくりを目指します。

鉄道交通における市の玄関口である館林駅周辺については、駅舎の持つ味わいを尊重しながら、現代都市館林の顔にふさわしい整備を講じていきます。

市街地の中にある鶴生田川や城沼とその周辺は、本市の景観を代表する地域です。都市のイメージの向上のためには高いところからみせる演出も必要であり、良好な景観を眺望できるような機能を設けることを検討します。

市街地では、土地柄にふさわしい樹木の植栽や建築物や広告物の誘導により、都市の魅力の向上に努めます。交差点部分では、周辺の建築物などに応じた角地の修景を図ります。

モニュメントなどの修景施設を設置する場合には、本市の気候的な特徴である風をいかしたデザインの導入などを検討します。

⑥歴史文化を涵養する景観づくりについて

旧城下町では、視覚的にポイントとなるような場所を中心に、歴史を味わえる要素の導入について検討し、自転車や徒歩で散策して楽しめるような環境づくりに努めます。

城下町の面影の再現という観点から整備が進む「歴史の小径」については、城下町の雰囲気を感じることのできるモデル地区として位置づけ、市民意向を踏まえながら、歴史資源がある程度まとまって残る地域に同様な手法による線的拡大を検討していくものとします。歴史の小径「歴史的街並創出補助金交付制度」などにより対象区域の線的景観の向上に努めます。

歴史的な由緒のある街道を含む地域を面的に整備する場合、既存道路をいかすという観点から検討します。

⑦芸術文化を味わうことのできる景観づくりについて

館林駅東口の広場の彫刻、市民センター分室の油絵などの既成要素を踏まえ、今後とも市内各所に芸術作品を配置して都市を彩っていきます。

ストリートファニチュアを設置する場合には、空間特性や歩行者の行動、地域性を考慮し、そのデザインなどに留意して地点の目印とすることも検討していきます。

⑧伝統行事の継承について

祭事などの行事は地域の文化を後世に伝える貴重な財産です。日常的な景観を形成するものではありませんが、地域個性を反映する要素となることから、地域の中で守り育てていきます。

⑨緑あふれる景観づくりについて

既存の緑をもとに、河川や街路樹、公園などの身近な緑の充実に努めながら、都市全体が緑につつまれるような空間づくりを進めます。

本市の気候風土の特徴である、風に揺れるような植物の鑑賞や意識できるような景観づくりを進めます。

⑩景観緑三法に基づいた景観計画の策定と景観形成の誘導について

美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するため、景観緑三法^(※17)が整備されていますが、本市においても、「景観法」に基づき、良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定や景観計画区域および景観地区などにおける規制、景観整備機構による支援などについて、市民と協働で取り組んでいく必要があります。

景観緑三法^(※17)： 景観緑三法とは、「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の総称です。この三法の一体的な効果発現によって、全国各地で美しい景観と豊かな緑の形成を促進し、世界に誇れる観光立国の実現と、美しい景観による地方都市の再生などを図るものです。（平成16年12月17日施行）

景観形成の誘導のための取り組みは、以下のとおりです。

市景観条例を制定し、一定規模の建物行為や開発行為について、地域の自然や街並みと違和感が少なくなるような試みを講じることにより、館林らしい魅力づくりを進めることが望めます。

屋外広告物法の適切な運用により、広告物や看板について、環境の中でのあり方や耐久性などにも配慮した節度あるデザインの適正誘導に努めます。

良好な街並み形成に向け、各種協定やガイドラインなどの制度の中で、有効と認められるものについて住民をはじめとする関係者と一体となって実施していくことを検討します。

市民発意による地域特色をいかした景観づくりについては、「魅力ある地域づくり実践事業制度」などを活用して、協働の景観づくりを進めます。

4-5 都市防災の方針

現在本市では災害基本法に基づき防災会議を設置し、「地域防災計画」や「震災対策計画」を定めて防災対策に努めています。本節では、この計画と連携した安全で災害に強い都市とするための方針を示します。また、近年多様化する犯罪が発生しにくい都市を目指した考え方についても示します。

(1) 基本的考え方

○本市の地形上の特性からの水害をはじめとするさまざまな災害に対して、市民の安全確保と防災性の向上につながる都市づくりを推進するとともに、犯罪防止につながるようなコミュニティの向上に努めます。

(2) 都市防災の構想・基本方針

①避難・救援のための道路ネットワークの形成について

災害発生時における避難や救援活動などに必要な道路網の維持および充実に努めます。都市防災の機能を踏まえて、計画決定された都市計画道路については、未整備の区間の整備に取り組みます。

主要幹線道路については、近隣の都市からの救援物資の搬入出の円滑化のための整備を行うとともに、運行の効率化のための交通規制について検討します。

災害発生時における居住地や従業地から指定避難地への移動の円滑化のために、複数の避難路ネットワークを構築し、必要に応じて道路整備や沿道建築物の不燃化などを検討します。

水害については、浸水想定区域図（国土交通省 関東地方整備局）により浸水しにくい地域が調査されています。これを踏まえ、比較的浸水しやすい本市東部や南部の地区から、浸水しにくい西部への避難ルートの確保が重要であり、調査を進めます。

②避難地・防災拠点の整備について

避難地に指定されている施設については、その機能確保および充実に努めます。

避難地や防災拠点への経路にあたる道路については、案内板や誘導の機能確保および充実に努めます。

③火災対策について

広幅員道路の整備や街路植栽の推進、公園や広場などの公共空間の確保、幹線道路沿いの建物の不燃化など、延焼しにくい都市づくりの施策の中から、効果が高いと認められるものから取り組み、防災性の向上を図ります。

狭あい道路や住宅密集地、また路上駐車などにより消防活動が困難となる場所については、引き続き実態を把握し、その解消に努めます。

延焼防止帯としての機能を担う空間として計画決定された都市計画道路については、未整備の区間の整備に取り組みます。

④耐震対策について

道路や橋梁などの都市施設の耐震性を点検するとともに、新規整備にあたっては十分な強度を持った施設整備を行います。

各種の公共・公益施設の耐震不燃化を促進するとともに、民間建築物についても耐震性が向上するように、啓発や支援活動を推進します。

⑤浸水対策について

住宅地への浸水被害を防止するため、河川改修の計画的実施と維持管理体制の強化に努めます。一級河川については計画的改修を管理者に働きかけ、準用河川については排水不良地域を含むものから優先的に改修を進めていきます。

道路については、今後とも豪雨時に冠水などにより通行困難となる箇所の把握に努め、対応策を講じていきます。

降雨時における雨水の河川や水路への急激な流入を抑制するため、引き続き各施設の雨水貯水機能の向上に努めていきます。透水性の舗装材による整備が可能な場所では、これを採用して雨水流出量の抑制に努めます。浸透舗装については経年変化による浸透能力の減少に留意します。

農用地については、農業分野の各種事業と連携して、溢水および湛水被害が発生しやすい地域を対象に用排水路の整備、排水機場の改築、遊水地機能の導入などに取り組んでいきます。

⑥犯罪の発生しにくい空間形成について

犯罪が発生しにくい都市を目指して、人々が健やかに成長するような質の高い都市づくりを総合的に進めていくものとします。

各所における死角を減らすような都市設備や照明やミラーなどの充実により、不審者の活動しにくい空間形成に努めます。

⑦コミュニティ形成の促進

人と人との日常的なふれあいを可能とするような施設や空間づくりに努めることで、コミュニティづくりを進め、地域全体が犯罪の発生抑止に取り組めるような環境形成を進めます。

子どもたちが心身ともに健全に成長することに資するため、やすらぎと活気が感じられるような空間形成に努めます。



図4-7 防災（避難路）の構想・方針図

4-6 公共・公益施設整備の方針

本節では、市域にある都市活動を支えるさまざまな公共・公益施設の維持および管理、整備についての方針をまとめました。

(1) 基本的な考え方

○上水道、下水道、ごみ処理やリサイクルのための施設などの環境関連施設や斎場、福祉施設など、多様な都市施設の機能の維持と充実に努めていきます。

(2) 公共・公益施設整備の構想・基本方針

①上水道と下水道について

上水道は現在ほぼ完全に供給されていますが、漏水の防止や適切な維持管理を継続して安定供給に努めます。

下水道については、雨水、汚水ともに未整備な区域が残っているため、その解消に努めます。整備が完了している区域では、適切な維持管理を継続します。

公共下水道の整備の予定がない市街化調整区域の集落地では、引き続き浄化槽の普及に努め、環境改善を図ります。

②その他の都市施設について

ごみ処理やリサイクルのための施設、斎場、福祉施設などについても、既存施設の適切な維持管理を行いつつ、新設が必要な場合にはその適地の選定と必要な施設内容を検討していきます。

③既存施設の老朽化への対応について

本市の公共施設の建築時期は1980年代以前のもものが多くを占め、健全な都市生活を維持していくためには、老朽化の進行への対応は重要な課題です。

既存施設の更新については、整備が一時期に集中しないように、点検および修繕などを継続していきます。

新規施設整備にあたっては、物理的な耐久性の向上とともに、時代のニーズなどに応じた機能変化に対応できる施設としていきます。

④都市施設以外の施設について

都市施設以外の各種施設については、適切な維持と更新を行いつつ、新設が必要な場合には、その適地の選定と必要な施設内容の検討を行うものとします。

4-7 その他都市生活に関する社会的課題に対する方針

本節では、多様化し複雑化する社会情勢を踏まえた、各種の社会的な課題に対する都市づくりからの対応や支援方法についての考え方をまとめました。前節までは都市づくりを中心とする記述ですが、本節は側面からの記述となっています。

(1) 基本的考え方

○市全体の産業の維持および活性化や都市に住む全ての人々が安心して暮らせるように、他の分野の施策との連携により、都市づくりの面から多様な取り組みを検討していきます。

(2) その他都市生活に関する社会的課題に対する構想・基本方針

①産業活動の支援について

停滞傾向にある中心市街地の商業については、それを支える交流・定住人口の確保につながるような環境整備に努めます。

農業に対しては、道路網整備による農耕車優先道路における大型車両の排除に努めるとともに、産地直売や農産品加工、観光・体験農業などの付加価値を高めるような動きに対し、アクセス（行きやすさ）の改善などにより、支援していきます。

産学官連携のアグリバイオをはじめとする新産業育成の動きに対しても、積極的な支援に取り組みます。

観光資源を訪れる人々の利便性の向上のため、公共交通の路線案内の充実を図るとともに、需要に応じたシステムを検討します。

②人にやさしい健康と福祉の都市づくりの支援について

高齢化の進行に対応して、ユニバーサルデザインの考えに沿って、公共施設や道路などの都市施設の整備を進めることに加え、民間の施設についてもバリアフリー化の促進を働きかけていきます。

高齢者や障害を持つ方が住みなれた地域に安心して暮らせるように、交通手段の確保や商店、医療などの各種サービス機能の確保により、安心感の向上に努めます。

住宅全般については、居住者の年齢に応じたリフォームの普及啓発に努めます。

自然とふれあいながら、散歩やジョギング、サイクリングなどが楽しめるような散策路の整備および充実に努め、市民の健康維持および増進を間接的に支援していきます。

③環境負荷への配慮について

各種の都市施設を整備する場合には、環境への負荷を減らすため、省資源や省エネルギーについて更なる配慮に努めます。

地下水源の涵養を図るため、現在進めている雨水浸透施設の普及を継続していきます。

交通手段の面では、既存の公共交通の利用方法の検討や自転車利用のしやすい環境形成を進めます。

④中心市街地の機能回復について

中心市街地については、以下の事項に配慮しながら、今後「中心市街地活性化基本計画」を策定し、より良い中心市街地とするために検討していきます。

中心市街地の機能回復には、交流・定住人口の確保が不可欠です。都市づくりの面からは、公営住宅の整備とともに都市の魅力を減退させないような整備や安全性の向上につながるような整備に努め、同地域における多様な住民活動を支援していきます。

中心市街地の空き店舗については、利活用していくために情報提供システムの導入を検討し、多様なニーズに応えるような施設が立地しやすい環境を整えていきます。

空き地については、地元関係者の理解と協力のもと、駐車場や小広場などの施設として利用することで、商店街全体の活性化につなげていくことに努めます。

鉄道により分断されている箇所については、立体交差などによる分断解消に努め、人と人との交流機能の向上を図ります。

自動車が市民の移動手段として根付いている現状を踏まえ、コミュニティ外周道路（交通体系の節で詳述）の付近にまとまった駐車場を確保し、その内側について徒歩で散策したり買物がしやすくなるような、交通制限などについても検討します。